**平成２１年（フ）第１０８６号**
北九州市小倉北区三郎丸１丁目７番28号
債務者　橋本　浩子
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２１年（フ）第１０９６号**
北九州市八幡西区楠橋西２丁目６番21号
債務者　藤井　則昭
1　決定年月日時　平成21年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２１年（フ）第１１０６号**
福岡県中間市通谷２丁目11番20号
債務者　丸山　文子
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２１年（フ）第１１３８号**
福岡県遠賀郡岡垣町中央台５丁目12番16号
債務者　三木美栄子
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２１年（フ）第１１４０号**
北九州市門司区田野浦３丁目６番６号
債務者　楠　　幸子
1　決定年月日時　平成21年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２１年（フ）第１１４２号**
北九州市八幡西区東鳴水２丁目11番28号
債務者　井上真由美（旧姓奥本）
1　決定年月日時　平成21年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２１年（フ）第１１５４号**
北九州市八幡西区永犬丸東町２丁目31番19―202号
債務者　梶原　政博
1　決定年月日時　平成21年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２１年（フ）第１１５９号**
北九州市小倉南区上吉田３丁目５番38―607号
債務者　佐東　智子
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２１年（フ）第１１６９号**
北九州市八幡西区三ケ森２丁目５番28号
債務者　山下　隆秀
1　決定年月日時　平成21年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２１年（フ）第１１７０号**
北九州市若松区小石本村町１番47号
債務者　石田　美奈（旧姓林）
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２１年（フ）第１１８７号**
北九州市若松区童子丸２丁目２番５号
債務者　岡本　優子
1　決定年月日時　平成21年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２１年（フ）第１１８８号**
北九州市小倉南区田原２丁目12番２号
債務者　清水　　悟
1　決定年月日時　平成21年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２１年（フ）第１２０７号**
北九州市小倉北区清水３丁目13番39―602号
債務者　内田　昌子
1　決定年月日時　平成21年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２１年（フ）第１２０９号**
北九州市戸畑区初音町13番９―402号
債務者　山下　祐志
1　決定年月日時　平成21年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２１年（フ）第１９１号**
宮城県石巻市西山町６番30号
債務者　木村　卓也
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

**平成２１年（フ）第１９２号**
宮城県石巻市西山町６番30号
債務者　木村　佳子
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

**平成２１年（フ）第１９４号**
宮城県石巻市丸井戸２丁目３番２号
債務者　高橋　英人
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

**平成２１年（フ）第２８７号**
福島県郡山市菜根１丁目11番11号　ネオハイツヴェルビュ郡山507号
債務者　古山　　唯
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係